第2章 安全確認(施設)

災害発生時には、まず自らの安全を最優先で確保することが重要です。安全が確保された後は中央東福祉保健所に集合し、災害対策業務を開始するための準備を行います。

- 1 リーダー、庁舎外部確認責任者、庁舎内部確認責任者を決めます。 (リーダーは、県医療支部長決定までの役割を担います。)
- 2 防災倉庫から安全確認に必要な物資を取り出し準備をします。
- 3 庁舎の外部を確認し、建物が余震等にも耐えられる状況であるかを判断します。
- 4 庁舎の内部を確認し、庁舎内で活動ができる状況であるかを判断します。
- 5 庁舎内での活動が可能と判断したときは、全員が庁舎内に入ります。 活動不可能と判断したときは、高知県災害対策中央東支部と協議のうえ、代替施設に移動します。

安全確認 (フロー図)

第2章 安全確認(施設)

男 2 早 女 王 惟 認 (他 設 <i>)</i>	
本マニュアルの確保	防災倉庫にある本マニュアルを確保します。
リーダーの決定	参集した職員の中から、リーダーを決めます。
庁舎外部確認責任者・庁舎内部確 認責任者の決定	リーダーは、庁舎外部確認責任者・庁舎内部確認責任 者を決めます。(リーダーの兼務も可)
庁舎外部の安全確認	外部確認責任者は、安全確認マニュアルを使用して職 員に庁舎外部の安全を確認させます。
庁舎外部の安全の判断	リーダーは、外部確認責任者からの報告を受け、庁舎 外部の安全を判断します。
庁舎内部の安全確認	内部確認責任者は、安全確認マニュアルを使用して職 員に庁舎内部の安全を確認させます。
庁舎内部の安全の判断	リーダーは、内部確認責任者からの報告を受け、庁舎 内部の安全を判断します。
	[]



第3章 指揮命令系統の確立及び役割分担へ